

3月学習会へのご案内 第25回「資本論を読む会」は

日時：2021年3月30日（火）
午後6時30分から。

今回は「第8章 労働日 第5節 標準労働日のための闘争」（岩波文庫(二)150P）からです

2月の「資本論を読む会」に、また現役から初参加者がありましたよ。「仕事が終わって帰宅してから、どうにか間に合った」そうです。今回もオンライン開催で9名が参加。第8章労働日の第3節「搾取に対する法的制限を欠くイギリスの産業諸部門」と第4節「昼間労働および夜間労働。交代制」を読み合わせして討論しました。

労働力の搾取が法的に規制されていない中で、過酷な奴隷的労働を強いられた児童労働と婦人労働の悲惨な実態が、たくさん明らかにされています。こうした実態を変えるために工場法制定のための闘いが始まるのですが、この経緯は今回の第5節「標準労働日のための闘争」で見て行くことになります。※終了後、自主参加で感想会（オンライン飲み会）もやっています。

話題「知ってましたか？8時間労働の歌♪」—「第1の8時間は仕事のために、第2の8時間は休息のために、そして残りの8時間は、俺たちの好きなことのために」（1890年第1回メーデー）素敵な合言葉で始まっている、こんな歌♪「聞いたことない」という方が多かったです。

次回もリモートで開催します。現役の方が参加しやすいように開催時間は6時30分からです。

これから参加したいという方には「招待状」を出します。気軽に参加して下さい。

☆「資本論を読む会」のこれまでの資料は下記ホームページでご覧になれます。

◎ <http://socialistho.cafe.coocan.jp/>「資本論を読む会」オープン・コーナーにあります。

パスワードは不要で閲覧できます。

レポーターから -anak

第8章 労働日

第3節 搾取にたいする法的制限を欠くイギリスの産業所部門

※前回の第2節は工場法の制限があるにも拘わらず「法定時間を超える過度労働の強要」の実態を見た

「労働力の搾取が今日なお無拘束であるかまたは昨日はまだ無拘束だった若干の諸部門」（法的制限のない過度労働の実態）の考察に入る。

実態例は①レース製造業、9歳—10歳の児童労働から紹介され。

②陶器製造業の児童労働。生存年齢が、非常に短い。肺の病気…陶工喘息、または陶工肺病の名で。

③マッチ製造業。半数は13歳未満の児童および18歳未満の少年。特有の顎痙攣症、燐毒のみちた作業現場

そして④壁紙工場。⑤製パン業の実態。製パン職人は短命な労働者…幼年時死亡を幸い免れた後も42歳に達することは稀。⑤農業労働者⑥鉄道労働者⑦婦人服製造女工と⑧大物鍛冶工の例

第4節 昼間労働および夜間労働。交代制

・(24時間労働が)資本主義的生産の内在的衝動である。これは肉体的に不可能であるから(昼間労働と夜間労働)の交代が必要である…交替制、輪番制

・夜間労働…生産過程を絶え間なく24時間継続することは、名目的労働日の限界を超えるための絶好の機会を提供する。

実態例としては、①圧延工場で働く5人の少年達の例。過酷な児童労働…反抗することなくひたすら従順に働く児童労働。②製鋼工場…「熟練工は容易に得がたいが、少年はほしだけ得られる。」

③製鋼製鉄工場…少年は交替で夜間労働に。③巨人製鋼製鉄工場…児童および少年の夜間労働の禁止は「不可能」。④製鋼圧延鍛鉄工場

剰余労働…24時間では、12時間よりも、より多くを吸収する。

・(労働吸収機能の中断は)非常に高価な機械装置が、半分の時間は遊んでいるという損失。

・溶鉱炉は、労働の昼夜交替によって少しも傷まない。



DAS KAPITAL

